

(案)

(公印・契印省略)

統計委第 号  
令和 7 年 月 日

総務大臣  
村上 誠一郎 殿

統計委員会委員長  
椿 広計

諮問第 197 号の答申  
疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について

本委員会は、諮問第 197 号による疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 変更の適否

疾病、傷害及び死因の統計分類については、諮問のとおり、変更して差し支えない。

2 理由等

今回の変更は、世界保健機関が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠して行われるものであることから、適当である。